

○内閣府告示第二百六十九号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第一百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十五号をもって公示した同条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

- 一 区域計画の作成主体 福岡市国家戦略特別区域会議
- 二 国家戦略特別区域の名称 福岡市 グローバル創業・雇用創出特区
- 三 当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業 国家戦略道路占用事業